

## 非自発的失業者の方へ 国保税が軽減できます

会社の倒産や解雇、雇用期間満了など非自発的な理由で失業した65歳未満の人(雇用保険の特定受給資格者または特定理由離職者)の国保税については、失業した翌日からその翌年度末までの期間、申請により国保税が軽減されます。  
【手続きに必要なもの】

雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知

## 産前産後の国保税免除制度 について

令和5年11月1日以降に出産予定または出産した国民健康保険被保険者の方に対し、出産(予定)日が属する月の前月から4カ月間の国保税に減免が適用されます。申請については出産予定日の6カ月前より可能です。

※対象となる出産とは、妊娠85日以上の分娩のことをいい、死産・流産・人工中絶・早産を含みます

## 令和6年度国民健康保険被 保険者証が発送されます

令和6年8月から使用する新しい国民健康保険被保険者証を令和6年7月中旬～下旬に世帯主宛に郵送します。被保険者証が届いたら必ず内容をご確認ください。

特定疾病療養費受療証についても令和6年7月中旬～下旬に郵送します。8月以降は新しい証をお使いください。

現在お持ちの証は8月以降に細かく破るなどして確実に処分してください。

## 他の健康保険に 加入していませんか

「就職して健康保険ができた」「家族の健康保険の扶養に入った」など、他制度の健康保険に加入しているのに国民健康保険の新しい被保険者証が届いた場合、国保脱退の届出が必要です。

国保の保険証、新しい保険証、届出者の本人確認書類(運転免許証など)をお持ちの上、市民保険課国民健康保険係、または香北・物部支所市民生活班で手続きをしてください。

【問い合わせ先】  
市民保険課保険班  
☎53・3115

国保税の詳細については、納税通知書に同封するお知らせ文書をご覧ください。国保税は、国保を支える財源です。加入者の皆さまには、ご負担をお掛けすることになります。ご理解とご協力をお願いいたします。

国保税の納税通知書は  
7月中旬に発送します

# 国保の お知らせ

## 税率等内訳

区分	国保税		
	医療分	後期高齢者 支援金分	介護納付金分 (40～64歳)
所得割	※令和5年中の総所得金額等－基礎控除(43万円)		
	8.5%	3.0%	2.4%
均等割 (※1)	※加入者1人につき		
	26,400円	8,400円	9,000円
平等割	※1世帯につき		
	20,000円	8,000円	7,000円
最高額	※1世帯につき		
	65万円	24万円	17万円

(※1) 未就学児に係る均等割額は2分の1を減額します。

- ・後期高齢者支援金分を全被保険者に、介護納付金分は、40歳以上65歳未満の方に、国保税として負担していただいています。
- ・所得により、均等割・平等割の7割、5割、2割を軽減する制度があります。
- ・災害や生活困窮等により国保税の納付が困難な場合、申請により減免されることがあります。

## 入院・外来診療時における 医療費の限度額適用制度について

入院または外来診療を受けた場合、医療機関で電子的確認を受けるか、**限度額適用・標準負担額減額認定証**または**限度額適用認定証**を窓口でご提示いただくと、医療機関ごとの医療費の支払いが自己負担限度額までとなります(保険適用外分は除く)。自己負担限度額と食事代(標準負担額)は所得区分によって異なります。

認定証の有効期限は毎年7月31日までとなり、毎年更新の手続きが必要です。

# 後期高齢者医療制度のお知らせ

■問い合わせ先  
市民保険課保険班  
☎53-3115

## 令和6年度の保険料率

均等割 56,000円 所得割 10.78% (※1) 年間保険料の上限 80万円 (※2)

(※1)令和5年中の基礎控除後の総所得金額が58万円を超えない方は、激変緩和措置により所得割率10.01%  
(※2)令和6年3月31日以前に75歳になられた方および障害認定により後期高齢者医療の被保険者となられた方を対象に、年間保険料の上限73万円  
※後期高齢者医療制度の保険料は、全員に等しく負担していただく『被保険者均等割額』と所得に応じて負担していただく『所得割額』を合計して被保険者個人ごとに算出します。

## 令和6年度の保険料は次のとおり変更されます

### ◆被保険者均等割額の軽減対象の範囲が変わります

軽減割合	軽減後の被保険者均等割額	同一世帯内の世帯主と被保険者の総所得金額等の合計額	
		変更前	変更後
7割	16,800円	43万円+10万円×(給与・年金所得者数-1)以下	現行どおり
5割	28,000円	43万円+(29万円×被保険者数)+10万円×(給与・年金所得者数-1)以下	43万円+(29万5千円×被保険者数)+10万円×(給与・年金所得者数-1)以下
2割	44,800円	43万円+(53万5千円×被保険者数)+10万円×(給与・年金所得者数-1)以下	43万円+(54万5千円×被保険者数)+10万円×(給与・年金所得者数-1)以下

保険料等の詳しい内容については、7月中旬に送付する後期高齢者医療保険料額決定通知書に同封するリーフレットをご覧ください。

## 保険料額決定通知書兼納付通知書と新しい保険証を発送します

### 保険料額決定通知書兼納付通知書は

7月中旬に発送予定です

個人ごとの令和6年度保険料額・納付方法は、同封する保険料額決定通知書等でご確認ください。なお、納付方法は、以下のいずれかの方法となります。

### 特別徴収(年金天引き)

原則として、年金の受給額が年額18万円以上の方で、後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超えない方は、年金から天引きされます。

### 普通徴収

特別徴収の対象とならない方は、納付書または口座振替により市へ納付をお願いします。

(注)同一世帯の中で、被保険者や世帯主の前年中の所得が決定できていない人がいる場合、保険料軽減判定ができませんので、所得申告をお願いします。

### 新しい保険証は

7月下旬に発送予定です

現在お使いの後期高齢者医療被保険者証の有効期限は、7月31日です。新しい保険証は7月下旬にお届けします。また、後期高齢者医療限度額適用認定証、後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限も7月31日までです。現在認定証をお持ちの方で8月からも該当の方には、新しい認定証をお届けします。

